**様式第１**（第４条関係）

（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の31第２項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

真

押　出
スタンプ

年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とすること。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第51条の31　原子力規制委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、第51条の29第１項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、その事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の量に限り試料を収去させ、若しくは当該掘削が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物に及ぼす影響を調査させることができる。

２　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一・一の二　（略）

一の三　第51条の31第１項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

一の四～十二　（略）